

令和5年 5月 1日

## ふれあいホール使用にあたっての注意事項

1 ふれあいホールでは次の活動等を行う場合は利用できません。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教に関する活動
- (3) 特定の政党の利害に関する活動
- (4) 酒宴を伴う活動

2 使用にあたっては次の事項を守ってください。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の使用はできません。
- (2) 使用の権利を譲ることはできません。
- (3) 特別の設備を使用するときは、事前に許可を受けてください。
- (4) 壁や柱等に粘着テープ、画びょう等を使っての掲示、釘打等はできません。
- (5) 施設、設備、器具等は大切に取り扱ってください。損傷、滅失したときは、損害を賠償して頂きます。
- (6) 敷地内はすべて禁煙となっていますので、敷地内では例え車両の中でも喫煙できません。
- (7) 指定の場所以外での飲食はできません。
- (8) 火災及び盗難予防については、十分に留意してください。
- (9) 使用後は必ず清掃しテーブルやイス等は元の位置に整え、ゴミはお持ち帰り下さい。
- (10) 敷地内の福祉施設利用者や店舗利用者、近隣住民に迷惑がかかりますので大きな音や声は出さないでください。
- (11) その他、使用にあたっての不明な点は、すぎなみき学園かすぎなみきタウンに問い合わせください。

すぎなみき学園電話番号・・・0288-25-3131  
すぎなみきタウン電話番号・・・0288-25-3294